

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。